

組見本 (B5判縮小)

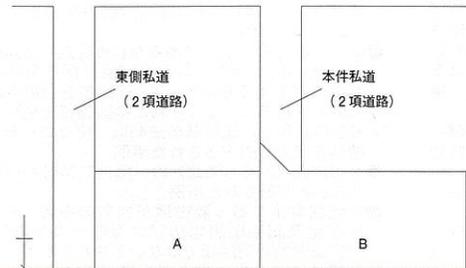
私道 囲繞地通行権

○建築基準法42条2項の道路（いわゆる2項道路）は、民法210条1項の「公道」に該当するとした事例

事例

AはBに対し、Aの所有地の境界線近くにBが障壁を設置したことから、Bら所有の「本件私道」の囲繞地通行権、人格権に基づく通行権、Aがセットバック義務を履行したことによる通行権等に基づいて妨害排除請求（本件障壁の撤去）および本件私道を車両等で通行することの妨害禁止等を求めた。

これに対し、BはAに対し反訴を提起し、本件私道につきAが囲繞地通行権を有しないことの確認、Aが所有権もしくは人格権に基づき本件私道を自動車により通行することの禁止、障害物等を設置することの禁止等を求めた。



私道 囲繞地通行権

れるおそれがあるときは、敷地所有者が上記通行を受忍することによって通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して上記妨害行為の排除および将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格的権利）を有する（最判平9・12・18判時1625・41）が、Aは、その要件を満たさない。

④ BらはAに対し本件私道の使用を承諾していないところ、民法209条1項の規定する隣地使用権は、土地所有者が隣人に対し隣地の使用を請求することができる権利であって、隣人の承諾を得ることができない場合には、裁判所に訴えて、承諾に代わる判決を得る必要があるが、AはBの承諾に代わる判決を得ないまま工事を終了させたから、Aには隣地使用権は発生していない。

解説

◆民法210条の「公道」の意味

公道とは、一般的には、「私道に対して、公物としての道路。国道・都道府県道・市町村道など」をいうとされています（広辞苑第5版）。

公道に至るための他の土地の通行権を定める民法210条の「公道」は、上記と同じと考えてよいでしょうか。

建築基準法では道路について次のように規定しています。

(1) 道路法による道路（またはその予定の道路）

都道府県や市区町村など公の機関が所有、管理している道路で「道路法上の道路」と呼ばれます。国道、県道、市道、町道などがこれに該当し、これらが一般的にいう公道です。

また、2年以内に道路になる予定のものについても建築基準法で定義する道路

本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

私道 囲繞地通行権

平20・6

Aは工事を着工しようとしたが、Bが本件私道入り口に簡易な柵を設置したり、自動車を駐車して工事関係者を通行させなかった。
Bは、甲土地の南側境界線から60cmに障壁を築造した。
AおよびA代理人は工事内容の説明会を開催して説明したが、その際、Bは甲土地に駐車場を建設することの中断を条件に、本件私道の工事利用を許可するとの提案をしたが、Aは受け入れなかった。

平20・7

Aは東側道路から工事機械を運び入れて、工事を着工した。
なお、Aは甲土地の本件私道との境界部分（長さ5.465m）で、176～158mmのセットバックを行った。

（東京地判平22・3・18判タ1340・161）

【ポイント】

- ① 甲土地は袋地か（東側私道は、民法210条1項の公道か）。
- ② Aは、セットバック義務を履行したことにより、本件私道について所有権に付随する通行権を有するといえるか。
- ③ Aは、本件私道について人格権的通行権を有するといえるか。
- ④ Aは、本件私道につき隣地使用権を有するといえるか。

【裁判所の判断】

- ① 東側私道は民法210条1項の「公道」に該当するから、甲土地は袋地では

私道 囲繞地通行権

というだけでなく、東側私道は民法210条にいう「公道」だと判断しているの、甲土地は公道に接していることになり、囲繞地通行権を問題にする余地がありません（もっとも、本判決は「公法上の道路であっても、相当程度の偏屈をもって自由安全に通行できる道路でなければ、同条の「公道」には該当しない」といっています。このため分かりにくくなっています。）。

しかし、まず東側私道の利用によって、甲土地の形状・面積・用途などを考慮した甲土地に相応しい利用をすることができるかどうか、が判断されるべきだと思います。そうすると2項道路が「公道」かどうかという問題設定は必ずしも必要ではないと思われる。

アドバイス

◇私道を自動車で通行することについての裁判所の判断に注意

本件は、Aが本件私道を自動車で通行することができるか、ということが真の問題のようです。自動車による通行権を理由づけるために、Aは囲繞地通行権、セットバック義務を履行したことによる所有権に付随する本件私道の使用権、人格権に基づく通行権、工事期間に限ってのことですが隣地使用権等々の主張を行い、これに対して個別論点ごとに裁判所の判断がなされています。

しかし、本判決は、本件私道について、Aに日常的に車で通行する権利を認めるべきでないという判断をしたのであり、その過程の個別の判断だけを抜き出して一般論として援用することには慎重さが必要ではないかと思われます。

参考判例

事例式

適切・迅速な紛争解決の実務指針!

境界・私道トラブル解決の手引

編集 境界・私道紛争事例研究会
〔代表〕山崎 司平（弁護士）

- 境界・私道をめぐるトラブル事例を幅広く取り上げ、詳しく解説!
- 紛争の法的な問題点を明らかにしながら、具体的な対応策・解決方法をアドバイス!
- 土地・建物等の状況を図解し、事案の経緯をフローで示しています!

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,882頁
定価15,400円（本体14,000円）送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

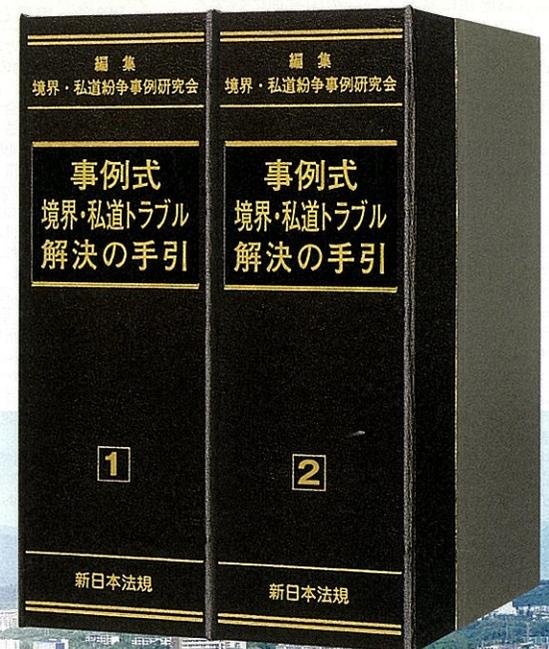
●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）

0120-089-339

受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務部 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 (2022.4)579-1④

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



